

## 平成 27 年度統計法施行状況に関する審議の進め方について（案）

平成 28 年 6 月 30 日

基本計画部会

### 1. 基本的な考え方について

- 本審議は、統計委員会が、統計法第 55 条の枠組みの中で、各府省の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）への取組など法の施行状況について確認を行った上で、必要に応じて取組の再検討、更なる促進等を推進するために実施するものである。
- 従前同様、基本計画への取組状況の確認は年度前半、未諮問基幹統計の確認は年度後半に実施する。また、今年度から開始した横断的課題の検討についても、統計法施行状況審議の一環として実施する。
- 基本計画への取組状況の確認については、今年度は昨年度以上の諮問（昨年度 9 件から今年度 15 件に増加）が予定されているとともに、横断的課題検討部会の審議も行われていることから、効率的な審議が必要である。このため、平成 27 年度の各府省の取組を網羅的に精査するのではなく、基本計画において実施時期が「平成 27 年度末まで」とされている事項を中心に事項を絞り込んで審議をする。

### 2. 基本計画への取組状況に関する具体的な審議の進め方について

#### （1）審議方法、審議回数

- 委員全員が議論全体を把握しながら審議に参加できることが望ましいことから、昨年度同様、基本計画部会で審議する。
- 審議は、審議事項に関し、必要に応じて、関係府省からの追加の提出資料や関係府省に対するヒアリング等を通じ、取組状況や今後の見通し等を確認するという方法で実施し、結果を報告書として取りまとめる。
- 効率的な審議を行うため、6 月の基本計画部会において審議の進め方及び審議事項を決定した後、具体的な審議は、基本計画部会におけるヒアリング・質疑を 7 月及び 8 月に 1 回ずつ実施、取りまとめ審議を 9 月に 1 回実施の計 3 回実施とする。

#### （2）審議事項の選定の考え方

- 今回の審議においては、以下の 1) の事項はすべて確認することを基本に、上記審議回数や以下の 2) を総合的に勘案して選定する。

##### 1) 審議対象とする事項（「別紙 1」参照）

- ①実施時期が「平成 27 年度末まで」となっている事項
- ②実施時期が「平成 26 年度末まで」となっているが昨年度の審議で評価を先送りした事項

- ③実施時期が上記以外となっているが、前倒しで、担当府省が新たに実施済あるいは実施困難の結論を出している事項
- ④上記の事項のほか、平成 27 年度に取り組んだ事項の中で、委員が本年度の審議で重点的に確認しておくべきと考える事項

(注) なお、以下のものは審議対象としない。(「別紙 2」参照)

- ①平成 27 年度に答申済みの事項、②平成 28 年度に諮問予定の事項、③平成 26 年度統計法施行状況審議で「実施済」と評価された事項、④基本計画に係る統計法施行状況報告に記載されていないもの

## 2) 審議事項を選定する際に考慮する事項

- ①複数の委員から意見が出るなど統計委員会全体として関心の高い課題
- ②取組が不十分だと委員が考える課題
- ③政策運営、国民にとって合理的な意思決定等の観点から統計整備の重要度の高い課題 (例：経済財政諮問会議で指摘があった課題に関連するもの)
- ④政府全体の統計整備への効果が大きい、又は広範に及ぶ課題 (例：事業所母集団 D B の整備など多くの統計が影響を受ける課題に関連するもの)

## (3) 審議事項等

- 上記を踏まえ、本年の基本計画についての審議事項は以下のとおりとする。また、上記 (2) の 1) の①から③のうち今回の審議対象としなかった事項は、各府省からの報告に関して統計委員会として、現時点において、改めて確認する必要がないと判断したものとす。

### ■ 第 1 回目の審議事項 (7 月 26 日 基本計画部会)

#### ① 経済センサス - 活動調査の中間年における事業所母集団情報の整備

(基本計画の内容)

- 平成 28 年経済センサス - 活動調査と平成 33 年同調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査の在り方について、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえ検討する。
- 新たな行政記録情報等の活用や企業への直接的な照会などにより企業組織構造の変化を経常的に確認する方法について検討し、母集団情報の効果的かつ効率的な整備を推進する。また、これらの取組に当たり、専門性を持つ人材の育成や体制整備等に努める。

#### ② 売上高等の集計に関する消費税の取扱い

(基本計画の内容)

- 売上高等の集計に関する消費税の取扱い (消費税込、消費税抜の補正) について、検討の場を設け、早期に結論を得る。

## ■第2回目の審議事項（8月25日 基本計画部会）

### ③第3次産業活動指数の基幹統計化

（基本計画の内容）

- 第3次産業活動指数について、次回基準改定に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図る。その結果を踏まえ、基幹統計化の可否を検討し、結論を得る。

### ④建築物リフォーム・リニューアルの把握

（基本計画の内容）

- 建築物リフォーム・リニューアルについて、建設総合統計及び国民経済計算へ反映することを目的とした投資額の把握と、住宅施策等の適切な推進に寄与するための工事内容ごとの投資額等の把握を図る。  
なお、建築着工統計で一部把握されている建築物リフォーム・リニューアル投資額部分との重複に関する取扱いの整理なども行う

### ⑤学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計（縦断調査）

（基本計画の内容）

- 学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計（縦断調査）の実施について、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、実現に向けて検討する。

### ⑥e-Statによる情報提供機能の改善

（基本計画の内容）

- 政府統計共同利用システムのe-Statによる情報提供機能の改善に当たっては、利用者の満足度等を把握し、利用者の利便性の向上に係る検討に活用するほか、API機能の提供や統計GISの充実等の技術的研究の推進等、統計データの高度利用についても検討する。

## （4）審議スケジュール（想定）

（「別紙3」参照）

## 3. 未諮問基幹統計の確認に関する具体的な審議の進め方について

- 未諮問基幹統計の確認に関する審議は、10月に本年度の審議の進め方を決定する。
- 平成26年10月の第53回基本計画部会で決定した未諮問基幹統計の確認に対する取組方針及び平成27年10月の第64回基本計画部会で改定した確認スケジュール（「参考」参照）を基本としつつ、その後の諮問・答申の状況を踏まえ、確認スケジュールを再改定し、改めて10月に決定する。

## 4. その他

- 上記の他、既に平成28年4月26日の第97回統計委員会及び5月20日の第1回横断的課題検討部会（書面による開催）で決定したとおり、統計法施行状況審議の一環として、当面、「サンプル替えに伴い遡及改訂する際の過去サンプルとの整合性確保のあり方」について、横断的課題検討部会及びその下部組織である新旧データ接続検討ワーキンググループで審議することとし、平成27年度統計法施行状況報告を受けて速やかに着手す

る。審議の結果は、上記の基本計画への取組状況に関する審議結果報告書に含めて取りまとめる。

審議対象となる事項

(1) 実施時期が「平成27年度末まで」となっている事項

第2 公的統計の整備に関する事項

1. 経済関連統計の整備	経済センサス-活動調査の結果の活用により、産業連関表の生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する。
	平成28年経済センサス-活動調査と平成33年同調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査の在り方について、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえ検討する。
	経済センサス-活動調査の中間年における、関連する大規模統計調査を含めた調査期日の在り方、総売上高の把握等についての枠組みの構築に向けて検討し、結論を得る。
	売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）について、検討の場を設け、早期に結論を得る。
	第3次産業活動指数について、次回基準改定に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図る。その結果を踏まえ、基幹統計化の可否を検討し、結論を得る。
	事業所を対象とした統計調査における同一企業内取引について、報告者の負担を考慮した上で、その可能性について検討する。
2. 分野別経済統計の整備	建築物リフォーム・リニューアルについて、建設総合統計及び国民経済計算へ反映することを目的として投資額の把握と、住宅施策等の適切な推進に寄与するための工事内容ごとの投資額等の把握を図る。なお、建築着工統計で一部把握されている建築物リフォーム・リニューアル投資額部分との重複に関する取扱いの整理なども行う。
3. 人口・社会、労働関連統計の整備	学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計（縦断調査）の実施について、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、実現に向けて検討する。

第3 公的統計の整備に必要な事項

1. 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減	政府統計オンライン調査総合窓口の機能の改善・拡充等を検討するとともに、パソコン以外のモバイル機器の利用も可能とするなどのICTの普及状況に伴う対応についても検討する。
2. 統計リソースの確保及び有効活用	統計調査事務地方公共団体委託費については、試行検証の結果や都道府県の意見も踏まえつつ、配置実態を反映した交付対象範囲に見直す方向で検討する。
	大規模災害が発生した場合の対応に関する検討の場を設置し、個別調査ごとに対応する課題と府省横断的に対応する課題に整理した上で、対応指針を取りまとめ、各府省における具体的な行動計画の策定を促進する。その際、大規模災害が発生した場合における調査票情報の提供の在り方についても検討する。また、対応方針の取りまとめに当たっては、日頃から統計調査関係者の自覚・判断力を養う方策についても検討し、各統計調査の実施時や、地方公共団体及び統計調査員等を対象とした研修等において周知徹底を図る。
	国際的な動向や関連学会における研究結果等を踏まえ、公的統計へのプロセス保証を、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に導入する方向で同ガイドラインの見直しを実施する。
4. 統計データの有効活用	政府統計共同利用システムのe-Statによる情報提供機能の改善に当たっては、利用者の満足度等を把握し、利用者の利便性の向上に係る検討に活用するほか、API機能の提供や統計GISの充実等の技術的研究の推進等、統計データの高度利用についても検討する。

(2) 実施時期が「平成26年度末まで」となっているが昨年度の審議で評価を先送りした事項

観光地域経済調査について、調査の実施に際して明らかとなった課題の解決や調査結果の有用性を踏まえた利活用について検討を行い、平成28年度における次回調査の実施の可否等について早期に結論を得る。

(3) 実施時期が上記以外となっているが、前倒しで、担当府省が新たに実施済あるいは実施困難の結論を出している事項

(4) 上記事項のほか、平成27年度に取り組んだ事項の中で、委員が本年度の審議で重点的に確認しておくべきと考える事項

## 審議対象とならない事項

## (1) 平成27年度に答申済みの事項

平成28年度に実施される経済センサスー活動調査については、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増していることを踏まえ、調査の円滑な実施と調査結果の精度向上のため、報告者の負担軽減を含めた調査計画の見直しを行う。(27年度 答申済)

欧州統計家会議による「生活時間調査に関するガイドライン」の内容を精査し、社会生活基本調査の調査計画の検討に活用する。(27年度 答申済)

国民生活基礎調査(基幹統計調査)の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて、試験調査等を実施し、その結果を踏まえて検討する。(27年度 答申済)

## (2) 平成28年度に諮問予定の事項

現在推計人口の基幹統計化について、集計の充実に向けて都道府県間移動等に係る外国人人口に関する新たな推計方法の検討を推進し、結論を得る。(今年度、人口推計の諮問で審議する予定)

ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しや今後の実務マニュアルの検討状況を踏まえ、失業者等の定義の変更や失業率を補う新たな指標の作成及び提供について、既存の研究結果や試験調査の実施等を含めた検討を行った上で、時系列比較の観点にも留意しつつ、国際基準に可能な限り対応した統計の作成及び提供に努める。(今年度、就業構造統計調査、労働力調査の諮問で審議する予定)

## (3) 平成26年度統計法施行状況審議で「実施済」と評価された事項

医療、福祉及び介護に関連する統計について、統計の利便性、有用性等の向上を図るため、これらの分野における統計体系の全体像を整理し、公表する。

21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)の調査対象者が平成25年度に中学生になったことを勘案し、関係府省との調整を含め、今後の調査の方向性や調査内容について検討する。

同一企業内における雇用形態の転換をよりの確に把握する観点から、労働力調査(基幹統計調査)における当月と前月の呼称及び勤め先の名称をマッチングすることにより、雇用形態転換数を推計し、他の調査結果との比較検証や結果精度を踏まえ、公表の可否を検討する。

国勢調査について、ICTや高齢化の進展等を踏まえ、オンライン調査の対象を全国に拡大するとともに、報告者の特性にも配慮した記入支援を行うなど、調査方法等の見直しを進める。また、調査結果について、一層の公表時期の早期化に努める。(平成26年度中に諮問・答申済)

社会教育調査について、教育委員会制度等の在り方に関する中央教育審議会の審議結果等を踏まえつつ、施設の利活用・運営状況など新たな調査内容を含めた統計の整備を検討する。(平成26年度中に諮問・答申済)

## (4) 基本計画に係る統計法施行状況報告に記載されていないもの

(注) 但し、「3」の「21世紀出生児縦断調査」自体については、平成27年度を期限とする文部科学省の取組(別紙1の「(1)」「第2」「3.人口・社会、労働関連統計の整備」の事項参照)と密接に関連することから、それとの関係で審議対象となることもありうる。

## 基本計画への取組状況に関する審議スケジュール（想定）

	統計委員会	基本計画部会
6月30日（木） 10：00～12：00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省から「平成27年度統計法施行状況報告」を報告</li> <li>・基本計画部会に付託</li> <li>・その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度統計法施行状況報告の概要を説明</li> <li>・審議の進め方を決定</li> <li>・審議事項を決定</li> </ul>
7月26日（火） 午前	（略）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的審議（1回目）</li> <li>◇経済センサス - 活動調査の中間年における事業所母集団情報の整備</li> <li>◇売上高等の集計に関する消費税の取扱い</li> </ul>
8月25日（木） 午前	（略）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的審議（2回目）</li> <li>◇第3次産業活動指数の基幹統計化</li> <li>◇建築物リフォーム・リニューアルの把握</li> <li>◇学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計（縦断調査）</li> <li>◇e-Statによる情報提供機能の改善</li> </ul>
9月29日（木） 午前	（略）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「審議結果報告書（第Ⅱ期基本計画関連分）」（案）を審議、決定、公表</li> </ul> <p>（基本計画部会の決定をもって、統計委員会の決定に代える。）</p>

(参考)

## 平成 26～29 年度の各年度における未諮問基幹統計の確認スケジュール

平成 27 年 10 月 26 日改定  
基本計画部会

分野	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人口・世帯	(1 月)人口動態統計[厚労省] (-)			
労働・賃金	(2 月)民間給与実態統計[財務省] (-)	毎月勤労統計 [厚労省] (H4)	賃金構造基本統計 [厚労省] (H16)	船員労働統計 [国交省] (H19)
農林水産業	(2 月)木材統計 [農水省] (H17)	海面漁業生産統計 [農水省] (H18.3)	牛乳乳製品統計 [農水省] (H18.8)	作物統計 [農水省] (H19)
鉱工業				薬事工業生産動態統計 [厚労省] (-)
商業・サービス業				石油製品需給動態統計 [経産省] (H13)
企業・家計・経済	(12 月)家計統計 [総務省] (H13.7)	法人企業統計 [財務省] (H19)	個人企業経済統計 [総務省] (H13.11)	
住宅・土地・建設			建築着工統計 [国交省] (S31)	
行財政	(1 月)地方公務員給与実態統計 [総務省] (-) ※5 年周期 (H25 実施)			
社会保障・衛生				学校保健統計 [文科省] (H17)
所管府省	総務省 2 (統計局 1、自治行政 局 1) 財務省 1 (国税庁) 厚労省 1 農水省 1	財務省 1 (財務総合政策研究所) 厚労省 1 農水省 1	総務省 1 (統計局) 厚労省 1 農水省 1 国交省 1	文科省 1 厚労省 1 (医政局) 農水省 1 経産省 1 (資源エネルギー庁) 国交省 1

(注 1) 統計名の後ろの [ ] は所管府省名、その後ろの ( ) は統計審議会における最終答申年 (同じ年の場合は月も記載)。

(注 2) 平成 27 年度以降の確認スケジュールについては、対象となる統計の諮問審議状況等を勘案し、必要に応じて変更。